

変形労働時間制・36協定策定 労務管理セミナー

～労働基準法をわかりやすく解説します～

労働基準監督署による技能実習生受入れ企業への立ち入り調査が頻繁に行われております。その調査で労基法違反が判明すると是正勧告があると即入管へ連絡が行き、不正行為と認定され、受入れ停止処分となるケースが増加しております。その対応策として受入れ企業の皆様に労基法に対する知識を深める場としてセミナーを開催いたします。この機会に是非ご参加ください。

とき

11月13日(金) 9:00～12:00

ところ

**グローバルサポート(協) 国際研修センター
聖籠町次第浜2049番地7**

**参加費
無料**

講師

社会保険労務士 小柳 将和

社会保険労務士法人 小柳労務コンサルティング 【当組合委託契約社労士】

- ① 変形労働時間制とは・・・2016年社内カレンダー策定に役立ちます
- ② 36協定とは・・・残業時間は何時間までOK? 特別条項? わかりやすく説明します
- ③ 受入れ停止事例・・・不正行為となった労働基準法違反例を解説します
- ④ 質疑応答

対象

**受入れ企業代表者、実習生管理者、生活指導員
総務、経理、労務担当者**

〆切

10月30日(金)

申込先

グローバルサポート協同組合

〒957-0115 新潟県北蒲原郡聖籠町桃山637-1
TEL 0254-27-3502 E-mail honbu@global2007.net
担当) 時田・渡辺

参加申込票

●切り取らずにFAX願います

FAX : 0254-27-3504

貴社名			
参加者	ご芳名		役職
	ご芳名		役職

2015.11.13

変形労働時間制・ 36協定策定労務管理セミナーの様子



当組合委託社労士による講義



講習参加者



当組合法的保護講習講師
による講義